

# 東京科学大学

## イノベーション科学系・技術経営専門職課程同窓会（BMOT）会則

### 【履歴】

2016年（平成28年）10月5日 イノベーション科学系及び旧研究科会議にて合意

2026年（令和8年）5月23日 BMOT年次総会にて合意

---

### 第1章 総則

第1条（目的）本会はBMOT（Beyond Management of Technology）と称し、会員相互の親睦を深めるとともに、有意義な活動を通じて東京科学大学環境・社会理工学院イノベーション科学系及び技術経営専門職課程の使命達成に協力することを目的とする。

第2条（事務所）本会は、事務所を東京科学大学のイノベーション科学系／技術経営専門職学位課程（以下、イノベーション科学系等という）内に置く。

第3条（活動）本会は、第1条の目的を達成するために以下の活動を行う。

1. 会員の親睦を深める活動
2. 東京科学大学イノベーション科学系等への支援活動
3. 会員の消息把握および維持管理活動
4. 前号の他、目的達成のために必要となる活動

### 第2章 会員

第4条（会員）本会の会員は、次のとおりとする。

1. 東京科学大学環境・社会理工学院イノベーション科学系等修了生、旧イノベーションマネジメント研究科修了生、及び現・旧教員等（教授、准教授、講師および助教等）
2. 上記系、研究科における学位取得者
3. 前号以外で、本会に貢献する等し、幹事会で適当と認めた者
4. 前号までにおいて、上記会員資格を有し、会費を納めた者
- 5.

第5条（会費・寄付金）本会の費用は、会費および寄付金の2種とする。保管運営は役員に一任するものとし、原則として銀行預金とする。

1. 会費  
正会員は、本会入会時には、会費細則に定める会費を納金することとする。
2. 寄付金  
本会への寄付金は、本会の目的のために活用することとする。

第6条（除名）会員に本会の名誉を著しく損なう行為があったときは、幹事会の議決により、その会員を

除名できる。

### 第3章 役員

第7条（役員の種類および定数） 本会には次の役員を置く。

会 長 1名（複数名による共同会長とすることができる）

副会長 2名

教員幹事 1名（現教員が担当する）

幹 事 若干名置く

学生幹事 イノベーション科学系等の学生より選任することが出来る。

顧 問 若干名置くことができる

1. 幹事の中から会計責任者を1名選出する。
2. 期中において役員に欠員が生じたときは、これを補充する。
3. 幹事は、必要に応じて、期中において増員することができる。

第8条（役員の選任） 幹事は、前年度幹事会で推挙し、総会において報告する。ただし前条第3項ならびに第4項による補充および増員については、当該年度幹事会で決定し、次の総会において報告するものとする。

1. 会長は、前年度幹事会が推挙し、総会において任命する。
2. 副会長は、会長が会員の中から推挙し、幹事会で任命する。
3. 教員幹事は、現イノベーション科学系等教員間で互選し、幹事会で任命する。

第9条（役員の任期） 幹事の任期は、1年とするが、再任を妨げないものとする。

1. 会長、副会長および教員幹事の任期は、原則1年とする。
2. 補充した役員の任期は、前任者任期の残存期間とする。
3. 期中において増員した幹事の任期は、当該年度の残存期間とするが、再任を妨げない。
- 4.

第10条（役員の職務） 幹事は幹事会を構成して、会務の執行に関する審議決定を行う。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を執行できないときはその職務を代行する。
3. 教員幹事は、本会活動が円滑に運営されるように大学との調整業務を行う。
4. 会計責任者は、会務の遂行上必要な経費の支払いを管理・執行する。

第11条（顧問） 本会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は、幹事会が選任し総会で報告する。
2. 顧問の任期は、1年とするが、再任を妨げない。
3. 顧問は、幹事会に必要な助言を行うとともに、諮問に応ずるものとする。

### 第4章 集 会

第12条（通常総会）会員の総会として通常総会を設ける。

1. 通常総会は、毎年度終了後3か月以内に開催する。
2. 通常総会は、会長がこれを招集し議長を務める。
3. 通常総会の招集は、開催の2週間前までに正会員に電子メール等の手段により通知する。
4. 通常総会には次の事項を付議しなければならない。
  1. 前年度活動報告および収支決算報告
  2. 新会長の選出と任命、および新役員体制の報告
  3. 新年度活動計画および予算

第13条（臨時総会）会員の総会として、通常総会の他に臨時総会を開くことができる。

1. 臨時総会は、幹事会決議または10名以上の会員の連署による請求により開催する。
2. 臨時総会の議長は、出席会員の互選により選出する。
3. 臨時総会の招集は、原則として前条第2項および第3項に準ずるものとする。

第14条（幹事会）幹事会は、会長がこれを招集し主宰する。

1. 幹事会は、構成員の半数以上の出席をもって成立する。ただし、出席できない構成員が委任状（電子メールを含む）を提出した場合は出席したものとみなす。
2. 幹事会の付議事項は、下記とする。
  1. 活動の進捗状況および課題
  2. 総会に上程する議題
  3. その他、会務に関する重要事項
3. 幹事会の議案は、出席または出席したとみなされる構成員の過半数の賛成をもって決する。
4. 幹事会には、顧問、支部長等が出席して意見を述べることができる。ただし、これらの出席者は議決権を有しないものとする。

## 第5章 支部

第15条（支部）本会には、10名以上の会員による支部を置くことができる。

支部には、支部長を置かなければならない。

1. 支部長は、支部所在地、支部会員名簿および代表連絡員名を事務局に届け出るものとする。
2. 支部は、本会の目的に沿って、支部規則を個々に定めることができる。

## 第6章 会計

第16条（活動および会計年度）本会の活動および会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条（活動計画および予算）本会の活動計画および予算は、年度開始前に会長が作成、幹事会の承認を経て決定し、通常総会に報告する。

第18条（資産の構成および管理）本会の資産は、財産目録に記載し、会長がこれを管理する。

1. 本会の資産管理方法は、幹事会の議決による。

第19条（収入）本会の収入は、下記による。

1. 会費
2. 活動に伴う収益
3. 資産から生じる収益
4. 寄付金
5. その他の収益

ただし、寄付金の受け入れは、幹事会の議決による。

第20条（収支管理）収入の受け入れおよび会務の遂行上必要な経費の支払いは、会計責任者が出納会計処理規則により、責任をもって管理・執行するものとする。

## 第7章 連絡システム

第21条（連絡システム）本会は、第1条に掲げる目的を達成するために、会員の連絡システムを構築する。

1. 連絡システムの維持・管理は、別に定める連絡システム規程によるものとする。

## 第8章 顕彰および表彰

第22条（顕彰）本会は、本会の活動に大きな貢献を果たした会員を、幹事会の議決により、名誉会員等として顕彰することができる。

第23条（表彰）本会は、学業等において優秀と認められる学生会員を、幹事会の議決に基づき、別に定める表彰規程により表彰することができる。

## 第9章 事務局

第24条（事務局）本会に事務局を置く。

第25条（事務局長）事務局を掌握する事務局長を置くことができる。

1. 事務局長の任は会長が執り行う。

### 【会費細則】

第1条 会費は4000円としこれを終身会費とする。

第2条 収入の用途については以下のとおりとする。

1. 講演会講師謝礼
2. 会の運営に関する費用（Web管理、同窓会名簿管理費等）

第3条 会費の保管管理は役員に一任するものとし、銀行預金口座は以下とする。当該口座は会計担当幹事が主体となって管理する。

<銀行口座>

- ・銀行：ゆうちょ銀行 〇一八 普通 8042785
- ・名義：BMOT（ビーモット）

<郵貯口座からの振込先>

- ・送金先口座 記号番号：10190-80427851
- ・送金先口座名義人名 BMOT(ビーモット)